

頻発する米軍機による部品落下事故等に対する抗議決議

平成26年5月15日、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が訓練飛行中にエンジン部分のオーグメンター・ブリッジ・クランプと呼ばれる金属製の部品を落下させる事故が発生した。また、4月24日には同基地所属のHH-60救難ヘリコプターがうるま市上空でプラスチック製のカバーを落下させるなど、米軍機の部品落下事故や緊急着陸も相次いで発生している。

上空からの落下物は重量に関係なく、居住地に落下していれば生命や財産に重大な損害を及ぼしかねない事故であり、県民に与えた不安と恐怖は計り知れないものがある。

米軍は、F-15戦闘機の飛行を中止することなく演習や訓練を最優先し、嘉手納基地周辺上空での低空飛行や急旋回訓練が継続され、米軍機の安全性への不安や反発は一層強まり、万が一、整備不良の米軍機が密集した居住地域に墜落する事故となれば、住民を巻き込む大惨事となることは必至であり、町民は常に危険と隣り合わせの状態である。

近年の嘉手納基地の状況は、外来機の飛来による騒音被害が増加し、米軍再編協議における負担軽減とは程遠い状況にある。基地周辺住民は、日常的に航空機騒音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 安全管理を厳重に行い、事故の再発防止の徹底を図ること。
- 2 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに公表すること。
- 3 住民居住地域上空での飛行訓練を中止すること。

以上、決議する。

平成26年6月19日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米国総領事
在日米軍沖縄地域調整官 嘉手納基地第18航空団司令官

頻発する米軍機による部品落下事故等に対する意見書

平成26年5月15日、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が訓練飛行中にエンジン部分のオーグメンター・ブリッジ・クランプと呼ばれる金属製の部品を落下させる事故が発生した。また、4月24日には同基地所属のHH-60救難ヘリコプターがうるま市上空でプラスチック製のカバーを落下させるなど、米軍機の部品落下事故や緊急着陸も相次いで発生している。

上空からの落下物は重量に関係なく、居住地に落下していれば生命や財産に重大な損害を及ぼしかねない事故であり、県民に与えた不安と恐怖は計り知れないものがある。

米軍は、F-15戦闘機の飛行を中止することなく演習や訓練を最優先し、嘉手納基地周辺上空での低空飛行や急旋回訓練が継続され、米軍機の安全性への不安や反発は一層強まり、万が一、整備不良の米軍機が密集した居住地域に墜落する事故となれば、住民を巻き込む大惨事となることは必至であり、町民は常に危険と隣り合わせの状態である。

近年の嘉手納基地の状況は、外来機の飛来による騒音被害が増加し、米軍再編協議における負担軽減とは程遠い状況にある。基地周辺住民は、日常的に航空機騒音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 安全管理を厳重に行い、事故の再発防止の徹底を図ること。
- 2 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに公表させること。
- 3 住民居住地域上空での飛行訓練を中止させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月19日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長